

「2018年合格目標 LEC 工藤道場 合格レスキューFINAL」から
第50回社労士試験【選択式】雇用法 空欄A～Cの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM18103 p.164]
《雇用 - 014》

1 及び 2 [略]

3 [前段 略]。ただし、このように 1 箇月ごとに区分することにより 1 箇月未満の期間が生じた場合において、その期間の日数が④_____であり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が③_____であるときは、その期間は⑤_____の被保険者期間として計算される。

4 [略]

解答 ④ → 15 日以上
解答 ③ → 11 日以上
解答 ⑤ → 2 分の 1 箇月

本試験出題はこうでした！

第50回 社労士試験 問題
【選択式】 雇用保険法 【空欄A～C】

1 [前段 略]。ただし、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が 以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が であるときは、当該期間を の被保険者期間として計算する。」と規定している。

2 [略]

解答 → ⑤15 日
解答 → ④11 日
解答 → ⑬2 分の 1 箇月

的中!